

令和4年第2回定例会  
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和4年2月16日(水)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

## 第2回定例会議事日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名者の指名

### 3 会期の決定

### 4 教育委員会議事録の概要報告

### 5 議決事項

議案第3号 県費負担教職員（校長）の異動内申について

議案第4号 令和4年度藤崎町奨学基金奨学生について

議案第5号 令和4年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について

議案第6号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
（3月補正・令和4年度当初予算）

議案第7号 藤崎町立小中学校の通学路に関する要綱について

### 6 その他

### 7 閉 会

## 藤崎町教育委員会

### 出席者委員

委員	(1番)	神	公子
委員	(2番)	加福	哲三
委員	(3番)	工藤	留美
委員	(4番)	工藤	優

### 教育委員会事務局

教育長	羽賀	義易
学務課長・給食センター所長	佐藤	康文
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木	泰人

### 事務局職員

学務課課長補佐	木村	文徳
学務課学務係長	猪股	辰博

午後1時25分 開会

◎羽賀教育長

ただいまから、令和4年第2回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の加福委員と3番の工藤留美委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和4年2月16日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認め会期を令和4年2月16日の一日間とします。

次に、『令和4年第1回藤崎町教育委員会議事録の概要について』、報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）

令和4年第1回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

令和4年第1回定例会は、令和4年1月24日（月）午後1時30分  
常盤生涯学習文化会館 視聴覚室において開催されました。

欠席された委員はいませんでした。

報告事項として 報告第1号 【専決事項】藤崎町立藤崎小学校学校歯科医の変更  
について

議決事項として 議案第1号 区域外就学承認願について

議案第2号 令和3年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定  
について

が審議され可決されました。

第1回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長

無ければ、議案審議に入ります。『議案第3号 県費負担教職員（校長）の異動内申について』を議題としますが、この案件については、個人情報が含まれることから、審議は、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ご異議ないものと認め、議案第3号は非公開で審議することとします。なお、非公

開とした別紙資料は、会議終了後回収しますので、持ち帰りしないようお願いします。  
それでは説明を求めます。

#### 【非公開審議】

ここで非公開を解きますが、『議案第3号 県費負担教職員（校長）の異動内申について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

無ければ、議案第3号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第4号 令和4年度藤崎町奨学基金奨学生について』を議題としますが、この案件も、個人情報が含まれることから、審議は、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ご異議ないものと認め、議案第4号は非公開で審議することとします。なお、非公開とした別紙資料は、会議終了後回収しますので、持ち帰りしないようお願いします。  
それでは説明を求めます。

#### 【非公開審議】

ここで非公開を解きますが、『議案第4号 令和4年度藤崎町奨学基金奨学生について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第4号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第5号 令和4年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について』を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

5ページをお開き下さい。

議案第5号 令和4年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について。

理由 令和4年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策を制定するものであります。

別紙3-1及び別紙3-2をご覧ください。

別紙3-1が改訂後の基本方針及び重点施策案、別紙3-2が今年度からの変更部分を示した見え消し版となります。

別紙3-2を元に説明いたします。

令和4年度版の変更については、4ページ中段、⑦特別支援教育の充実の部分になります。改定の理由としては、学校においては障害のある子ども以外にも海外からきた子どもや日本語の習得に困難のある子ども、不登校の子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもが在籍しており、一人一人の教育的ニーズを把握し、組織的・計画的に対応できるようにすることが求められており、学習指導要領総則を踏まえ「発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による」とすることとしたものです。また、学習指導要領総則において「個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、(中略)個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする」とされていることから、イとウの順序を入れ替えることとしたものであります。

議案第5号については、以上であります。

#### ◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、『議案第5号 令和4年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第5号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第6号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(3月補正・令和4年度当初予算)』を議題とします。

この案件については、二つの審議事項がありますが、それぞれの説明のあとに審議をし、最後に決をとることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、一つ目の 『令和3年度藤崎町一般会計3月補正予算案』について説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

7ページをお開き下さい。

議案第6号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について。

議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案のとおり了承する。

1 令和3年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算案

2 令和4年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）当初予算案

理由 議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の決定を得る必要があるので提出するものであります。

別紙4-1をご覧ください。

令和3年度藤崎町一般会計（教育委員会所管分）3月補正予算案であります。

3月補正においては、歳入については、分担金及び負担金において4,888千円の減額、国庫補助金において98,242千円の増額となっております。歳出については、全体で400,909千円の増額となっております。

3ページをご覧ください。

歳入、教育費負担金については、学校行事等による給食の食数の実績見込みによる減額であります。

教育費国庫補助金については、国の補正予算の成立により、コロナ感染症対策用品の購入のための学校保健特別対策事業費補助金と、来年度予定している、中央小学校の大規模改造工事、藤崎小学校及び藤崎中学校で実施する照明のLED化に充当する学校施設環境改善交付金の前倒し申請による増額です。

4ページをお開き下さい。

歳出に係る明細になります。

事務局費から説明します。

減額した項目については、今年度の実績見込みによるものです。

17節の備品購入費については、すでに各校に配備している電子黒板に付属するパソコンにMicrosoft officeを追加導入する費用になります。

給食センター費については、歳入の負担金でも説明したとおり学校行事等による給

食の食数の実績見込みによる減額と、12節委託料の給食費徴収データ作成業務委託料は、来年度から実施される在学2子目以降の給食費無償化を実施するために必要なデータ抽出するための委託料であります。

藤崎小学校費については、委託料及び工事請負費に校舎及び体育館の照明LED化の事業費が計上されております。また工事請負費に来年度、難聴学級が新設されるため、教室の環境を整備する工事費が計上されています。

中央小学校費については、委託料及び工事請負費に今年度から継続実施される大規模改造工事2期目の前倒し申請に伴う事業費が計上されています。

常盤小学校費については、備品購入費にコロナ感染症対策にかかる空気清浄機等の購入費が計上されています。

中学校費においては藤崎中学校費の委託料及び工事請負費に藤崎小学校と同様に校舎及び体育館の照明LED化の経費が計上されています。

6ページに移りまして、明德中学校費については、備品購入費にコロナ感染症対策にかかる空気清浄機等の購入費が計上されています。

社会教育費に入りますが社会教育総務費の藤崎町文化センター等指定管理料の減額は、コロナ感染症対策のため実施されなかった自主事業費等の減額によるものです。

保健体育費については、委託料及び工事請負費に旧弘前実業等校藤崎校舎の体育館及びグラウンドの整備事業費が計上されています。17節備品購入費についても、旧弘前実業高校藤崎校舎体育館施設備品購入費となっております。

5目文化センター管理運営費、6目ふれあいずーむ館管理運営費、7ページに移って8目常盤ふるさと資料館管理運営費については、財源の調整のみとなっております。

8ページに移って第2表の繰越明許費補正については、表に記載された各事業について、予算を翌年度に繰越して使用することが示されているものです。

令和3年度3月補正予算については、以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員

事務局費17節備品購入費について説明をお願いします。

◎佐藤学務課長

電子黒板に付随しているパソコンにオフィスソフトを追加する費用になります。パワーポイントで作った教材の資産があるため、先生方からの要望があったためです。

◎加福委員

事務局でまとめて購入し各学校に配付するということですか。



◎佐藤学務課長

お見込みのとおりです。

◎加福委員

藤崎小学校の照明LED化の工事費について、40,000千円ありますが、学校全体をLED化するのでしょうか。

◎佐藤学務課長

校舎と体育館すべてについてLED化する予定です。

◎加福委員

中央小学校と常盤小学校の備品購入費も空気清浄機でしょうか。

◎佐藤学務課長

コロナ関係の補助金で購入出来る備品となります。内容については各校に任せており様々ですが、中央小学校ですと空気清浄機の他にパルスオキシメーター、診察用寝台等となります。

◎羽賀教育長

他に質問がなければ、続いて、二つ目 『令和4年度藤崎町一般会計当初予算案』について事務局の説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

別紙4-2をご覧ください。

令和4年度 藤崎町一般会計当初予算（教育委員会所管分）の案となります。

歳入の総額は57,692千円、歳出の総額は995,148千円となっております。

3ページをお開き下さい

歳入歳出の明細となりますが、主なものを説明します。

12款分担金及び負担金については、学校給食にかかる負担金であります。前年に比べ19,827千円減の52,450千円となっております。これは来年度から予定されている第2子以降の給食費無償化による減額となります。

4ページをお開き下さい。14款国庫補助金は、コロナ対応のために必要な消毒液等の購入に係る学校保健特別対策事業費補助金や、GIGAスクール構想充実のための公立学校情報機器整備費補助金、特別支援教育に係る補助金、理科備品の購入に係る補助金となっております。

20款諸収入のうち青森空港国際化促進協議会助成金については、来年度の中学生国際交流事業について、台湾を想定しており、事業実施に際し助成金を見込んでいるものであります。

5ページから歳出の明細となります。

主なものをご紹介します。

まず7ページ12節委託料にクロームブック講習会業務委託料1,518千円が新規で追加となりました。令和3年度に本格運用が開始された一人一台端末の運用をより向上させるため講習会を行うものであります。委託料の一番下の欄、中学生の国際交流事業については、来年度、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ派遣及び受入事業は中止とし、青森空港が実施するオンラインツアーに参加することとしたためとなっております。

8ページから給食センター費になります。

9ページ3行目賄材料費が最も大きな支出項目となります。来年度は生徒数の減が見込まれ前年から1,450千円減の70,886千円となっております。

10ページから小学校費となります。

11ページ、藤崎小学校費の17節備品購入1,293千円は、6年生用の机とイスについて、劣化が激しく机の天板交換とイスの買い換えが必要なため計上したものであります。

13ページ藤崎中央小学校費の17節備品購入費のうち一般備品購入費6,247千円は、校舎の改修工事が進む中で児童の机イスも開校当時からのものであり劣化が進んでいるため全面的に更新するものであります。

14ページ常盤小学校費の14節工事費のプール改修工事費については、浄化装置の濾材やパッキンの交換工事となります。

15ページから藤崎中学校費には特筆すべき事項がなくほぼ例年通りの経常経費での予算計上となっております。

16ページから明德中学校費については、12節委託料の最後の欄に令和5年度から着手予定の予防改修工事に伴う実施設計業務委託料が計上されています。

18ページから社会教育費になりますが、19ページ12節委託料の2行目、町史編纂業務委託料については、令和4年度から令和6年度の複数年にわたる事業で、令和7年度の合併20周年に向けてすでに発刊済みの藤崎町誌、常盤村史の続きを中心とした記念誌を編纂するものです。5行目の藤崎町文化センター等指定管理料については、舞台操作等の業務委託で生涯学習課が直接発注していたものを文化協会からの発注に切り替えるため、22,362千円増額の49,442千円となったものです。

23ページ、文化センター管理運営費14節工事請負費のワイヤレス設備更新工事費については、電波法改正により既存のワイヤレス設備の使用期限が当面延期されましたが当初は令和4年11月30日までとされていたため更新するものです。また、エレベータ改修工事については、メーカーからの保守部品の供給が不可能になるとの

連絡があったため、今後も継続して使用するためにエレベータを改修し性能の維持を図るものです。

6目ふれあいずーむ館管理運営費の14節工事費請負費に、ふれあいずーむ館改修工事費256,300千円が計上されています。

24ページ、常盤ふるさと資料館管理運営費の14節工事費に計上されている高圧機器等改修工事費2,200千円は、対応年数が経過したため交換するものであります。

次に25ページの債務負担行為については、来年度から複数年契約を行う町史編纂業務及び令和3年度から指定管理している藤崎町文化センター等とスポーツプラザ藤崎等指定管理について管理者と契約をするにあたり、単年度契約ではなく令和7年度までの5年契約を行い5年間の経費を支払う、という調書となっております。

令和4年度における主な予算にかかる説明は以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員

7ページ事務局費クロームブック講習会業務委託料の内容をお願いします。

◎佐藤学務課長

昨年導入したタブレット端末の授業での活用の仕方について先生方が教習を受ける費用となります。今年度の夏休みにも1度実施しましたが先生方からかなり好評だったため来年度以降も実施するもので、財政当局へのお願いで3年間は継続して実施したいと思っています。

◎加福委員

その次の子どもの心の健康調査業務委託料というのは去年はなかったようなのですが。

◎佐藤学務課長

今年度から名称が変更になったもので、弘前大学にお願いして、児童生徒と家庭に対しアンケート調査を行い、心の健康状態について問題が無いか分析し、結果を各学校にフィードバックする事業となります。

◎加福委員

事務局費の備品購入費にこちらの方にもICT機器購入費がありますが、説明をお願いします。

◎佐藤学務課長

こちらのICT機器購入費は、タブレット端末に係るフィルタリングソフトの購入費になります。ソフトの性質上毎年更新する必要があるため計上したものです。

◎加福委員

会計年度任用職員報酬について、昨年度まで学校に付いていなかったのに来年度から付くのは人員が増えるのですか。

◎佐藤学務課長

事務局費から予算が動いたもので人員の増はありません。

◎加福委員

中学校の中体連の補助金が昨年度から減額になっているのはなぜですか。

◎佐藤学務課長

在籍生徒数の減によるものです。

◎加福委員

社会教育費の文化センター指定管理料が増えていますが内容を教えてください。

◎佐々木生涯学習課長

今年度まで生涯学習課が発注していた施設管理に係る舞台装置の操作委託等について、来年度から文化協会から発注する形に改めるため、指定管理料が増額となったものです。

◎加福委員

図書館費の委託料で、図書システム I E モード対応業務委託料がありますが内容を教えてください。

◎佐々木生涯学習課長

現在使用している図書館システムが 22 年 6 月でサポートが切れるため改修を行うものであります。

◎加福委員

ふれあいずーむ館の改修工事ですが内容を教えてください。

◎佐々木生涯学習課長

数年前に改修したふれあい広場部分の屋根を除いて全面的に改修するものです。建物の老朽化が進んでおり空調等も故障しているため設備面も含めての改修となります。

◎羽賀教育長

質問が終わりました。

議案第 6 号 『議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（3 月補正・令和 4 年度当初予算）』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第6号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第7号 藤崎町立小中学校の通学路に関する要綱について』を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

9ページをお開き下さい。

議案第7号 藤崎町立小中学校の通学路に関する要綱について。

理由 藤崎町の通学路に関して明確な基準を設けるため、要綱を制定することとしたものであります。

11ページをお開き下さい。

資料1 藤崎町立小中学校の通学路に関する要綱（案）であります。

通学路の危険箇所については、毎年各学校から報告してもらい、町総務課、住民課、建設課、中南地域県民局地域整備部道路施設課、弘前警察署交通二課と合同で学校から申出のあった危険箇所について点検実施していました。

当町の通学路については明確な基準が制定されておらず、学校から申出のあった危険と思われる箇所について優先的に対策を実施すべき場所なのか判断に苦慮する場面があり、今回、当該要綱を制定し学校からの届出により通学路に関して明確な基準を設けることにより合同点検の実効性を担保し、児童生徒の通学の安全確保に資するものであります。

議案第7号については以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。この件について学務課長から補足ありませんか。

◎佐藤学務課長

通学路に関する要綱ですが、明確に規定されているものはありませんでした。県内を調査しましたが、規定している市町村はありませんでした。この要綱を事務局で作るに当たっては、県外の自治体の要綱を参考に作成しました。全国的にみても要綱のない自治体の方が多い状況です。この要綱を制定することにより、通学路を明確にし安全点検の実効性を担保し、児童生徒の通学の安全確保に資するものです。

◎羽賀教育長

今の学務課長の話も含めて、ご質問等ございますか。

◎神委員

児童の保護者から聞いた話ですが、常盤小学校では児童に対し通っていい道路、通っては行けない道路を安全面を考えて指導しているようです。今回この要綱を制定す

ることで、通ってはいけない道路を歩いていた児童生徒が事故にあった際に、保険とかの面で不利になるようなことはないのですか。

◎佐藤学務課長

保険上不利になることはありません。

◎工藤留美委員

町立学校に入学するときに、家庭の方に学校から自宅までの地図を提出しますが、その経路に学校側で危険と認識している道路が含まれる場合、学校側から指導があるのでしょいか。

◎佐藤学務課長

お見込みのとおりです。

◎羽賀教育長

質問が終わりました。『議案第7号 藤崎町立小中学校の通学路に関する要綱について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第7号を原案のとおり承認します。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

課長補佐 木村 文徳

閉会時間 午後 2 時 4 0 分

教育長 羽賀 義易

2 番 加福 哲三

3 番 工藤 留美